第一中「から平成二十四年度」を「から平成二十五年度まで」に、「若しくは平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）」を「、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）若しくは平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十七年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十八年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者」を「、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者」に改め、一の五の次に次のように加える。

一の六　平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十五年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」を「、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者」に改め、二の四の次に次のように加える。

二の五　平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十四年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十八年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「第二の一の1の(1)のロ及びハ（同告示第二の一の1の(2)から(4)までにおいて準用する場合を含む。）又は第二の二の1の(1)のロ及びハ（同告示第二の二の1の(2)及び(3)において準用する場合を含む。）」を「第二の一の1の(2)及び(3)又は同告示第二の二の1の(2)及び(3)」に改める。

第四の五中「7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十九年一月一日

第四の五に次のように加える。

9　平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十九年一月一日

第四の六中「7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十八年十月一日

第四の六に次のように加える。

9　平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十八年十月一日

第五の一中「7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十八年度看護師試験

第五の一に次のように加える。

9　平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十八年度介護福祉士試験

○法務省告示第二百二十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

東京法務局所属	端　二三彦
東京法務局所属	髙木　和哉
東京法務局所属	横田　信之
東京法務局所属	北原　一夫
東京法務局所属	新倉　英樹
横浜地方法務局所属	杉垣　公基
横浜地方法務局所属	園部　典生
水戸地方法務局所属	有竹　茂一
神戸地方法務局所属	片岡　勝行
福島地方法務局所属	保坂　栄治

○法務省告示第二百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社ＢＲＡＳＴの項中「東京都台東区上野七丁目七番十一号」を「東京都中央区日本橋箱崎町三十九―三ドルチェ日本橋シティターミナル九百二号室」に改め、同表に次のように加える。

有限会社都路農場	福島県田村市都路町古道字下田四十一番地二	畜産農業

○法務省告示第二百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表習志野化工株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社ミツハシ	神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目二十五番地	惣菜製造業

第二号ロの表に次のように加える。

習志野化工株式会社	千葉県八千代市大和田新田七百三十八番地	塗装

○法務省告示第二百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

國吉正治	沖縄県豊見城市字名嘉地三百五十七番地三	耕種農業
外間宏喜	沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原四百五番地一	耕種農業

○法務省告示第二百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表株式会社テインの項中「機械加工」の下に「、塗装、溶接」を加える。

○財務省告示第百三十八号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十八年五月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

「、クレディ・アグリコル証券会社東京支店及びソシエテ　ジェネラル証券会社東京支店」を、「、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社及びクレディ・アグリコル証券会社東京支店」に改める。